



災害廃棄物処理業務委託契約書

静岡県（以下「甲」という。）と静岡市（以下「乙」という。）との間に、東日本大震災により特に処理することが必要となった岩手県大槌町に係る一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理業務に関して、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、この契約並びに甲及び岩手県の間で締結された災害廃棄物の処理に関する基本協定書に基づき災害廃棄物を適正に処理するものとする。

2 甲は、「災害廃棄物処理業務委託要領」に定める業務の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（甲の責務）

第2条 甲は、岩手県が搬出する災害廃棄物について、甲が定める災害廃棄物受入基準に適合することを確認するものとする。

（乙の責務）

第3条 乙は、前条の規定による確認を受けた災害廃棄物を適切に処理しなければならない。

2 乙は、災害廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することはできない。

（災害廃棄物の種類）

第5条 甲が乙に処理業務を委託する災害廃棄物は、角材・柱材等の木材を破碎したものであるものとする。

（委託期間）

第6条 本委託業務に係る委託期間は、平成24年10月11日から平成25年3月29日までとする。

（委託料）

第7条 甲は、乙に対し、本委託業務を処理するための費用（以下「委託料」という。）として、金46,239,900円を支払うものとする。（経費内訳は別紙）



(委託業務完了報告及び検査)

第8条 乙は、受託した業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書（要領様式第1号）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から委託業務完了報告書の提出があったときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。この場合において、甲は当該検査の結果を速やかに乙に通知するものとする。

(損害発生による必要経費)

第9条 乙は、受託した災害廃棄物の処理業務の履行に関し発生した損害のために生じた経費を負担する。ただし、これらの損害が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が負担する。

(機密保持)

第10条 甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る情報（相手方の業務に係る情報で相手方において第三者に公開しておらず、また公開する予定のないものをいう。）を第三者に対し、相手方の承諾を得ることなく開示又は提供してはならない。

(契約の変更)

第11条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由によりこの契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面をもって定める。

(契約の解除)

第12条 甲又は乙は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか若しくは法令等の規定に違反すると認めるとき、又は両者の合意があったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除する際に、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた災害廃棄物の処理業務を乙が完了していないときは、当該災害廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、これを解除することはできないものとする。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、甲及び乙で誠意をもって協議し定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年10月11日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太



(乙) 静岡県静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田辺 信宏



(別紙)

(処理費用)

処理対象物	単価	数量	金額 (税込)
災害廃棄物 (角材・柱材等の木材を 破砕したもの)	22,827円	1,700トン	38,805,900円

(測定費用)

放射能測定項目		数量	金額 (税込)
放射性セシウム濃度			7,434,000円
沼上清掃工場	排ガス	9検体	
	主灰	3検体	
	焼却飛灰	3検体	
	熔融飛灰	3検体	
	熔融スラグ	3検体	
	熔融メタル	3検体	
	熔融不適物	3検体	
	放流水	3検体	
西ヶ谷清掃工場	排ガス	5検体	
	熔融飛灰	3検体	
	熔融スラグ	3検体	
	熔融メタル	3検体	
沼上最終処分場	放流水	6検体	
空間線量率			
沼上清掃工場	敷地境界	23回	
西ヶ谷清掃工場	敷地境界	23回	
沼上最終処分場	敷地境界	23回	

(事務費用)

項目	数量	金額 (税込)
広域処理の受入にあたり住民説明に要する費用	一式	0円

(合計)

合計 (税込予定金額)	46,239,900円
-------------	-------------

災害廃棄物処理業務委託要領

静岡県（以下「甲」という。）を委託者とし、静岡市（以下「乙」という。）を受託者として平成24年10月11日付けで締結した災害廃棄物処理業務委託契約については、契約書に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第1 契約書第1条第2項の委託事務の内容

- (1) 災害廃棄物を継続して受入れ、焼却（熔融を含む。以下同じ。）処理すること。
- (2) 災害廃棄物を焼却処理するとき、焼却炉からの排ガスを月1回採取し、この放射性セシウム濃度を測定すること。
- (3) 災害廃棄物の焼却処理によって生じた焼却灰等（主灰、飛灰、熔融スラグ、熔融メタル、熔融不適物及び放流水）を月1回採取し、これらの放射性セシウム濃度を測定すること。
- (4) 焼却灰等を埋め立てた最終処分場の放流水について、月1回採取し放射性セシウム濃度を測定すること。
- (5) 災害廃棄物の焼却処理開始後、ごみ処理施設の敷地境界において空間線量率を週1回測定すること。
- (6) 焼却灰等を埋め立てた最終処分場の敷地境界において、空間線量率を週1回測定すること。
- (7) 災害廃棄物の焼却処理によって生じた焼却灰等については、この契約期間終了後においても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令に基づき適正に処理すること。

第2 乙の義務

- (1) 自ら受託業務を実施し、他に委託しないこと（放射能測定業務を除く。）。
- (2) 運搬業者が災害廃棄物を乙のごみ処理施設へ搬入する際、運搬業者への指示を行い、安全にごみピットに投入するよう指導すること。

第3 委託事務の実施場所

(1) ごみ処理施設

静岡県静岡市葵区南沼上1224番地	静岡市沼上清掃工場
静岡県静岡市葵区西ヶ谷553番地	静岡市西ヶ谷清掃工場

(2) 最終処分場

静岡県静岡市葵区北沼上387番地の1 静岡市沼上最終処分場

第4 搬入実績の報告

- (1) 乙は、搬入実績報告書（様式第2号）により搬入数量の報告を甲に行うこと。搬入実績報告書に必要事項を記載し、前週の実績を次週までに甲へ報告すること。

- (2) 搬入実績数量は、乙の施設にある台貫重量とし、トン数量に換算し、小数第2位まで記載すること。
- (3) 計量時に発行する伝票等の写しを様式第2号の根拠資料として添付すること。
- (4) 放射性セシウム濃度及び空間線量率測定については、前月の測定結果を翌月15日までに甲に報告すること。

第5 緊急時の対応

乙は、焼却処理時の異常又は災害廃棄物の飛散、その他安全な処理の支障となる事態が発生した場合は、直ちに甲へ連絡し指示を仰ぐこと。

甲の連絡先	担当部署	くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課一般廃棄物班
	電話番号	054-221-2137
	FAX番号	054-221-3553
	電子メール	hai@pref.shizuoka.lg.jp

第6 証拠書類の保存

委託事務に関する書類は、5年間保存するものとする。

第7 様式

委託事務に関する書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 契約書第8条に規定する委託業務完了報告書 様式第1号
- (2) 第4(1)に規定する搬入実績報告書 様式第2号

委託業務完了報告書

- 1 業務名 災害廃棄物処理業務
- 2 契約年月日 平成 年 月 日
- 3 委託期間 平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで
- 4 完了年月日 平成 年 月 日

上記のとおり完了しましたので報告します。

平成 年 月 日

委託者 静岡県知事 氏 名 様

住所
受託者
氏 名





搬入実績報告書

搬入施設名 _____

搬入年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 () _____

確認者氏名 _____ 印

	コンテナ番号	搬入時間	搬入数量 (t)	備考
1		:		
2		:		
3		:		
4		:		
5		:		
6		:		
7		:		
8		:		
9		:		
10		:		
合計				



- ※ 搬入時刻は乙の処理施設で積載重量を計量した時刻とする。
- ※ 搬入数量は台貫計量後に発行される計量伝票の実数量を記入すること (小数点第2位まで記載)。
- ※ 計量伝票の写しとともに報告すること。